

大阪長町の木賃宿

一

小田忠

I 帯屋のこと

1 帯屋喜兵衛（屋号と明治時代の姓）

帶屋喜兵衛家の文書以外で帶屋の名前が確認できる史料は左記の四点で、有名な仁風便覽にも記載されている。仁風便覽が発行される二、三年前から凶作が続き、所謂天保飢饉と呼ばれ、日雇いや貧民が困窮したことはよく知られている。

『仁風便覽』 天保八年 北組 長町八丁目 帯屋喜兵衛⁽¹⁾

帳
長町八丁目 帯屋庄太郎⁽²⁾ 慶応二年寅正月新加入 代判杵屋伊兵衛

仁風便覽は、一定の金額か米や麦、炭などを寄付した町人の名前が記されている。大阪三郷の町人中で、一万人に満たない人達の名簿で

『質仲間記録一』 〔明治三年頃〕 長町八丁目 帯屋庄太郎⁽³⁾
代判升屋伊兵衛

ある。

二番目の記録は質屋に関係している。当時、小商いと質屋を兼営している者も結構いた。大阪の本両替商で逸見佐兵衛も質屋を兼業していた。帶屋も同じで質仲間記録に名前を連ねていた。

帶屋庄太郎は、帶屋喜兵衛の息子で、同じ帶屋である。

質屋も二種類あつて、一般的の質屋と貧民相手となると、身の回りの品を質に入れる。夏には裕は不需要だから大切な質草となる。反対に冬には单が不要になる。それ以外に鍋釜などは仕事に出る時に質草にして金を借りる。借りた金で商売の元手となるものを借りる。たとえば、人力車も代表的な道具となる。人力車夫は質屋から借りた金で人力車を借りて、仕事で稼いでから質屋に行き、質屋へ金を支払って、鍋釜を出す。

貧民相手に儲かることを確信して質屋仲間に加入した可能性が高い。

最後は安政三年の「水帳・絵図」の記載である。長町八丁目の水帳は残念ながら見当たらない、しかしながら絵図が現存するので、左記のとおり長町八丁目に居住した帶屋喜兵衛の地所を確認することができる。⁽⁴⁾

長町八丁目東側に間口五間半と四間半の二カ所に帶屋喜兵衛の名がある。

西側にも四間半と三間半、丁持中代印家守とした上で帶屋喜兵衛である。

東側には元々、帶屋喜兵衛の名が墨書きされており後に貼紙がされ、帶屋庄太郎である。

明白なのは相続がなされていた事実である。いつ頃、相続がおこなわれたのかはつきりしないが、幼名は庄太郎だが、明治三・四年の記

録でも庄太郎の名前が存在していた。

大阪商業大学商業史博物館が所蔵している長町六丁目から長町九丁までの絵図をもとに表を作成した（表1）。それと当時の町並を復元した⁽⁵⁾。

長町六丁目から同七丁目・同八

丁目・同九丁目へと南下する度に間口は狭くなっているのが特徴だし、長町八丁目に屋敷地を持つ帶屋は、八丁目の中では間口は広い。

長町六丁目から長町九丁目まで百五十七軒中、木賃宿が軒を連ねていた。とりわけグレ宿が多かつた。

帶屋の商売は何種類があるが代表格は宿としての木賃宿、次に金を貯めて家質経営、やはり宿と類似している貸家経営、金貸業、最後に周囲の実情に合わせた質屋経営と多彩である。

右のような経営はなにも帶屋だけの特徴ではない。一般的に家

表1 安政三年・絵図より作成（大阪商業大学商業史博物館蔵）

間口 町名	二間	二間半	三間	三間半	四間	四間半	五間	五間半	六間	七間	七間半	八間	九間	十間	十間半	合計
長町六丁目	1	1	7	3	8	4	12	4	5	1	3	1	1	2	1	50
長町七丁目	2	2	4	2	7	4	10	8	3	1	1	1	1	1	47	43
長町八丁目			6	10	9	3		2	2							17
長町九丁目			2	4	5			2	4	2	2	4	1	2	1	157
合計	3	3	19	19	29	17	25	16	14	2	2	4	1	2	1	0.6
比率 (%)	1.9	1.9	12.1	12.1	18.5	10.8	15.9	10.2	8.9	1.3	1.3	2.6	0.6	1.3	0.6	100%

長町六丁目

天王寺村地面之内水道幅三尺

長町七丁目

天王寺村地面之内水道幅2尺

七

水道橋元町北側

水道幅一間		水道橋元町北側

今宮村領

長町九丁目	水道幅一間	水道橋元町北側
水道幅一間		水道橋元町北側

長町九丁目

水道橋元町北側

水道幅一間	水道橋元町北側

長町八丁目

水道橋元町北側

水道幅一間	水道橋元町北側

堀清兵衛

堀清兵衛

堀清兵衛

大阪長町の木賃宿 一

質・貸家・金貸業などの業務は、少し金が貯まると安全な投資として行われた。家質は大阪が生んだと言つても過言ではない。そして大事なお金は貸家にもつぎ込むが、家質の次に安全な投資として考えられていた。両替商（親戚と懇意な人のみ）・一般商店に預け銀として利子を稼いでいたが、純粹な金貸しも営業の範囲とした。

II 木賃宿

1 大阪三郷に点在する木賃宿

木賃宿に限らず、宿が存在するにはいくつかの要素がある。江戸時代の交通量は、人の往来・物資の運送の発達にともなって、古代・中世より順次増大してきた事は、新城⁽⁶⁾の論文に指摘されている。江戸・大阪などの都市に流れ込む物資は、江戸時代になると大きく増加してきた。

これによると、旅籠屋ではないのに、正規の許可もなく、もぐりの営業をしていたことになる。いいかえれば、旅籠屋が儲かるから類似の商売ができるし、許可も一定数しか認めてもらえないことから、必然的にもぐり営業者が増加している結果を示し、萬治元年に幕府は、これを禁じる旨を町に流した。

このことから、萬治元年（一六五八）年以前に旅籠屋は完備されていたし、その元となる木賃宿は十分機能していたと考えられ、江戸時代には旅籠屋・木賃宿・道者宿を始めとして、さまざまな専門の宿舎が存在した事を認めざるを得ない。

石丸定次在職中、道頓堀宗右衛門町、同立慶町および長町一丁目同宿は、その為に船の発着場所（八軒家・道頓堀・立慶町・宗右衛門町・川口など）となり、陸上では街道の出入り口、紀州街道にあたる長町や京街道・奈良街道の街道筋にも、宿が存在したことはいうまでもないが、都市の出入り口にあたる場所にも宿が建設された。延宝七年（一六七九）に刊行された『難波すゞめ』⁽⁸⁾にも、「八軒屋はたこや十一軒、長町同十軒」とある。

延宝年間より前、萬治二年（一六五九）に旅籠屋についての御仕置

があった。

「大坂仕置帳」⁽⁹⁾に「指上申手形之事」とあり、その一文を紹介する。

一八軒屋長町旅籠屋之外町中ニ致旅籠を人宿仕候義從先年御法度之旨町々承罷有候事

参考文献として、徳川実紀・大坂再興之事・徳川禁令考・日本災異志・比田氏諸留などがあげられている。

右の文面から、宗右衛門町・立慶町・長町一丁目・同二丁目に百六軒を許可したという。（長町といえば南の端の人気も少ない寂しい場所であった）。明暦年間とはいえ、古くから発達してきた紀州街道もあり、旅籠も含め木賃宿が形成されていった。しかし、長町六丁目以南に木賃宿が造作されたのはもっと後の時代であったが、この時代既に、長町一丁目・二丁目に存在したとは意外だった。もう一つ不明瞭なのが年号である。明暦元年当時、長町一丁目に町名はなく、二丁目は長町新助町だった。寛文二年（一六六二）延宝八年（一六八〇）にも長町一丁目に名称はなく、元禄六年（一六九三）になり、初めて長町一丁目、長町二丁目と揃って呼ばれるようになる。道頓堀宗右衛門町・同立慶町とも明暦元年には同じ町名であったから、石丸定次在職中の長町一丁目・二丁目の呼称については、疑わなければならぬ。

また、木賃宿数は延宝元年（一六七三）以後増減がない⁽¹⁾。嘉永四年の問屋組合再興後の木賃宿仲間の名称及び人員をみる。⁽²⁾

一長町旅籠屋拾弐人
一同 木賃宿三拾人

文献には木賃宿として、「三拾人」と書かれているが、その他の文献には掲載が少ない。しかし、いくつかの理由により確認できる。一つは、当時兼業をしている事実。つまり、木賃宿の発生から旅籠に成長していく中で、百姓が木賃宿を兼てていたり、もぐりで宿を経営して

いる件は触れにも出ている。

明暦三年図では街道沿いに町屋が整備され、町屋がいたる所で出来つつある。

町に溢れた乞食・困窮者・非人・下級芸能人・下級坊主などを宿泊せる場所は、触れにおいても指摘している通りである。

延享版の『改正増補難波丸綱目』において、「長町旅籠屋・道者宿」が存在することから、この時代に木賃宿も発達していた事が窺える。

幕末だが長町に木賃宿を許したる理由は、左のとおり。

長町六・七・八・九丁目に木賃宿を許可したるは、独り旅人のみならず、身代を分散して無宿袖乞となり、或は日々市在に出で日雇となり、荷物持となり、搗米屋・酒造屋・絞油屋の働き人足となる者等をして、些少の金銭を出し、容易に雨露を凌がしめる為なり。⁽³⁾

長町木賃宿救小屋設立を出願する件は左に示す。

長町四ヶ町木賃宿等町奉行所に出願し、救小屋を建て老幼病者を収容し、右宿屋に止宿せる無宿空人別の者を、搗米屋・酒造屋・絞油屋等に周旋せる口入世話料を以て、救助費に充てんと申出でたり。⁽⁴⁾

幕末では、乞食・難渋民を救う目的を考慮した触れであった。近世当初、石丸定次在職中の「貧者をして容易に雨露を凌ぎ、正業に就くを得せしめたる」もまた、同様の理由であった。

大阪長町の木賃宿

だが、貧民・難民を救助するだけの「考え方」「助力」が、幕府に存在したとは想像しにくい。

長町は、紀州往還街道の出入り口に木賃宿が整い発展していくが、場所・地域により独立した木賃宿ではなく、旅籠と木賃が未分化の状態が続いていた事は、後に述べる湯本の例においても明白になつてゐる。

十返舎一九『東海道中膝栗毛』は、完成まで二十一年間に及んでゐるが、文中に登場する街道筋の木賃宿の描写が、写実的な仕上がりとなつてゐる。

元禄時代に井原西鶴の描いた人物の中にも、木賃宿に宿泊する人達の様相が書かれている。江戸時代前期には、都市・農村・街道筋において未分化な状態も含めて、木賃宿は存在していた。街道筋に位置する木賃宿の模様は次のようなものがあつた。

木賃宿というのは初め、宿場にある小屋で旅人がたがいに薪を持ち寄り、暖をとつたのが次第に発達し、しまいには木賃をとつて一夜の宿を与えるものができ、それが今日のように発達したのは、日本の都市社会の発展と係わつてゐる。

木賃宿は浮浪人の宿であつた。また、雲助宿ともよばれた。そして、たいてい宿場の町外れに存在している。¹⁶宿場の町外れに存在、元々百姓の片手間で空いている部屋を貸していた。

木賃宿は木銭代をいただくだけだが、当初、客が薪を持参してもよ

く、百姓は普通、近在の山から柴・薪として材料を用意して宿で売つていた。町の中心地は本陣を含め旅籠がつらなり、木賃宿は宿泊する人達が低所得層を対象に商売をなし、願人坊主・六部・巡礼・神人・門付け芸人などが、安い料金で宿泊した。

都市の木賃宿も同様で、普通は木賃宿に宿泊することもない。金がないれば話は別であるが、乞食・米搗人・油絞人などが宿泊している。

旅をしているかどうかの区別はあるが、どちらにも共通しているのは、お金がないことだけである。勿論、大阪長町にある木賃宿には右の木賃宿以外に「グレ宿」と云つて乞食を対象に宿泊させる木賃宿がある。これは木賃宿の中でも劣悪な環境で、特例ともいえる宿泊所である。

2 街道筋の木賃宿

① 絵図・版画に表現された木賃宿

木賃宿についての描写は、どの資料においても似たり寄つたりの説明がなされている。都市の木賃宿と街道筋の木賃宿は、形態が大きく異なる。このことさえ、はつきりとした描写も説明もない。木賃宿と思われる絵画資料は、安藤廣重『東海道五十三次』¹⁷所収の絵を材料に分析を試みる。

旅籠と木賃宿の違いは、一目見て宿舎の様相で判断できる。東海道

五十三次之内「人物東海道・藤川」の絵に、破れたり、継ぎはぎのあ

る障子に〈木ちん宿〉と書かれ、部屋を窺うと炉を切り、鉤に鍋がかかり、湯気が立ちのぼっている。炉の周囲にはいかにも古そうな畳が敷かれ、団の奥の壁土が鱗割れ、一ヵ所は下の部分が落剥している。

木賃宿に落ちつこうとして、草鞋の紐をほどいている。旅籠なら、濯ぎ桶を持ち旅人の足許に置いている情景だが、木賃宿では、当然のことながら桶はなく、先客の老婆が立て膝を右手で抱えて、旅人に振り向きながら喋っている。老婆の奥に、頭巾を被り煙管で煙草を吸う中年男、その男の荷物らしい高い背負い箱が置いてある。これだけで十分に木賃宿の雰囲気を醸し出しているのは、廣重の腕だといいたい。

宿の表の旅人もまた、木賃宿に宿泊しそうな旅人を描いている。東海道五十三次之内「行書東海道・水口」¹⁹の絵も、破れた障子に〈木ちん宿〉と書かれ、座敷は畳が敷かれ、壁土に鱗割れが生じ、笠をその横に立てかけ、六十六部の荷物であるお経を収めた箱が置かれ、頭巾を被り煙管で煙草を吸う男が描かれている。表には頬被りして、銜之煙管で木槌を使って藁を打つ、道を歩く旅人と、木賃宿の前を描く。丁度、少年をつれた巡礼（且又近年それにて人又似物多く有つて、願人程の聲おかしきが四五六七人宛、打揃ふて風流成る笠、うち者、見事成る笈負て、（中略）誠の六部はすくなく、段々似せ物多く成る事は何ぞや）四人が、今晚の泊まりに着くところだ。先客に六十六部がいる。

正確には五名である。先頭は女性で、首から胸にかけて頭陀袋をかけ、背中に箱を背負い、腰に小袋を下げている。二番目は男で、先頭

の女性と同じく頭陀袋をかけ、背中に十反風呂敷で包んだ荷物を背負い、三番目は背中に荷物、胸に赤ん坊を抱く女性、最後は手に柄杓を持つ少年が描かれている。

この一行は、巡礼者と別の相貌を感じる。お婆さん、夫婦、二人の子供で構成されている家族とも見える。

安藤廣重『木曾街道六十九次・御嶽²¹』では、障子は少し破れているが「きちんと宿」と書かれ、五名の旅人が描かれ、遠くから覗いている様子のアングルである。

親子と思われる親の方が杖を置き、草鞋の紐を解いている。少年はやはり柄杓を腰に差し、座敷にはやはり畳があり、左手には笠が掛けられ、その下には各人の箱が置かれている。壁土は鱗割れ、夫婦連れだと思われる人が話をしている。他の三人の前には炉の上に釜が鉤にかかり、柄杓の柄が見える。表の小川では鍋を横におき女性が米か野菜を洗い、食事の準備をしている姿が映っている。もし、この女性も含めると、男女合わせて八名がここに宿泊することになるが、とても手足を伸ばして寝る事はできない広さである。

膝を折るか、壁に背中をつけて足を伸ばすか、首尾よくいって体を横にして手枕で横臥するぐらいである。おまけに蒲団・座布団・枕などは、絵画の隅にも描かれていないから、着衣のまま休む事になる。

② 旅籠料から見る木賃への移行

今日のように旅館に宿泊すれば、普通一泊二食付きでいくらとなつ

てはいる。明治四十年十一月の「旅籠料金表・湯本旅舎取締り」のチラシを掲載する⁽²²⁾。

定

旅籠料

一特別御一泊料金参円也
一上等御一泊料金壹円五拾銭
一中等御一泊料金壹円也
一並等御一泊料金六拾銭

木錢物價表

一金拾銭木錢御一泊
一金三銭湯錢御一泊
一金五銭五ノ御一泊二付上夜具一
一金五銭 同 上布団一
一金四銭五ノ同 中夜具一
一金四銭 同 中布団一
一金三銭五ノ同 並夜具一
一金三銭 同 並布団一
一金九銭 炭一箱
一金七銭 水油一合
一金五拾五銭 酒一升
一金拾壹銭 同一本
一金 上白壹升

一金四銭 醬油壹合
一金五銭五厘 味噌百匁
一金五銭五厘 豆腐二丁
一金貳錢五厘 酢壹合
一金壹錢 塩壹合
一金七錢 足駄一足
一金貳錢五ノ 化学油一合

但シ合客御断りの方は一泊一畳ニ付金ツ、割合を以て御支払可被下事

この場合、旅籠料と木錢物価表の二つに区分されているのを考えなければならない。ここでは、旅籠料とは別に木賃形式の部屋があり、一泊で拾銭となり、寝るのに必要な夜具・布団類を借り、米は持参の物で充分であるが、料理に必要な燃料の炭・醤油・味噌・酢・塩などの調味料、灯りの材料の水油、材料を炒め揚げるのに使用する化学油、晩酌に酒なども販売している。簡単な酒の肴として、豆腐も売っている。木錢は素泊まりだが、別に風呂（温泉を含む）に入りたければ、三銭を支払えば一泊中に何度も入れる。

食事は持参したもので間にあわせ、宿泊するのに必要な金額を弾き出すと、木錢拾銭、湯錢三銭、中夜具四銭五厘、中布団四銭、水油七銭、足駄七銭、合計三十五銭五厘で安く宿泊できる。木錢の意味を辞典に求めると、「江戸語の辞典」「木錢」には、「薪代。木賃。」とあ

る。天保六年以後は、『秋色絞朝顔』四上には、「定めて木錢米の代、其の上夜具の損料まで、廻溜まつたことである」とあり、『岩波古語辞典』「木賃」には、「旅人が米を持参し、自炊の薪代を払つて宿屋に泊まる」と。また、その宿。あるいはその薪代。木錢。」とある。

右の記載を見れば、木錢の考え方が変化していることを示している。本来なら薪代を支払えばよいが、定めでは旅宿の規定により、木錢として油・味噌などを買い、その上夜具を損料でもつ。

まだ旅籠と木賃が未分化の状態であった旅籠もあつた。夜具・布団類の損料を損料屋と契約しなければならなかつたのか、それは次の史料が語つている。

別て難儀する事は家によりて、夥しく本亭の諸道具の失すること

なり、其品々椀、夜具、重箱、皿鉢、てうし、盃、あんぐん、燭臺、屏風、たばこほんの類限りなし、きせる杯云ふ物五十本出せば、十本返すは稀なり、夫きせる茶わん引盆の類の、袖に入易き物の器量の能きは失せ易し、(中略)「雇の者どもきて本亭へ入込む分は皆借る事なれば、其數夥し、本亭によつて皆他より借て出す損料物なり、凡そござ一枚一枚の損料三錢の儀、時により、ふとん一つ十二錢、十五錢、かや一張三十二錢より六十四錢迄なり、此本亭より損料出してかりて用ゆ、末々の中間にて雇上下の類の旅なれし者共、寒の内にもあはせ一つにして着て、衣類二つ

三つ宛取てくるまり臥すに、翌日是を日に乾して虱を掃ふに等を以てす、かかる者共に限らず、人々の望も違ふ時は、所々の疊

に火をこぼし、小刀にて刻むも戸障子屏風等を踏み折り、唐紙柱に釘を打付け、諸道具を打破り杯様々の寇する故に、兎角其理非を不云及程は、心に隨ふ事なり、間には衣類ふとんを紛かして荷に付込、或は下に着て行く、わん、かぐ、なべ、やくわん杯のしたゝか成る者を、長持に取紛れ入れて行も有、(中略)

抑損料物の失却も、其者共皆定の通りの旅籠拂ふて往く者は、其餘慶にしてつぐなふ事も有に、其くせ迄にてはたご代を請取、自分／＼に米を買、かゝる取込の中に本亭の者をせめて、二升三升宛組合、幾鍋といふ限りなく、食汁を炊出せば、椀膳皿鉢迄を銘々にかり、人遣ひ多く物を費やしても、木錢として一錢も拂ふ事なし、⁽²⁵⁾

まず、旅籠にある備品・消耗品の類を持ち帰る人が多い。二つめは、宿の印象が違うと畳に火を落して焦がしたり、小刀で刻んだり、戸・障子・屏風などを折つたり、柱に釘を打ち、また、諸道具を打ち破つたり、あるいは衣類・布団類を荷物の中に入れたり、身に着けたり、椀・鍋・薬缶などは長持ちに入れてしまう。三つめは、旅籠で米を買い、椀・膳・鉢・皿などを借りて、木錢を支払わなければならぬのに支払わない。

木賃宿はそのままだが、旅籠は純然たる宿として発達した宿と、未だ未分化状態にある旅籠が混在していた。

木錢部屋に宿泊する者にとって、独自に部屋を利用できた訳ではない。相客があれば当然一緒に宿泊するが、断れば一泊一畳につき支払

わなければならぬ規定が、附けたりとして掲載されている。

③『東海道中膝栗毛』に見る木賃宿

『東海道中膝栗毛²⁶』には、木賃宿の状況を描いた部分が二ヵ所ある。道中膝栗毛序にでてくるが、道中膝栗毛凡例に「此書はすべて東海道往来之記、上貴人高官の通行より、下抜參物貰の木賃泊、雲駕馬士の俗腸迄、其下情を穿て、悉く弘著す」と記す。

また、道中膝栗毛後編凡例に「逆旅木賃泊の慘憺なる体、六部巡礼ぬけ參の辛苦、雲駕馬士護摩の灰などの始末、初篇にもれたるをこゝに記す。」とある。十返舎一九が実際に旅をしてこれらの描写資料を入手しても、実際に旅をせずに旅事情の話を聞かされて、旅に関係する情報を集めたとしても問題はない。ここに描かれている姿は、当時の何らかの情報により、資料として残ったということだけである。

北八「ハ、、、時に宿はづれへいつて木賃と出よふ

ト打つれて此しゆくのぼうばなへ出、そこらあたりをまご

くして

弥二「コウビフぞいきな女のある内へとまりてへの

北八「ナニ木賃でとまる内に、いきもひやうたんもあるものか。

ハテビコだかしれぬへ

トあつちこつちのうちをのぞきあるき、のき下にねて いる犬
のあしをふんで、大きにくひつかれ

北八「アイタ、、、、

犬「キヤアンく

スシウリノコへ「あぢのすうし、さばのすうし

北八「コウスしやさん。こゝらに木ちん宿^{やど}はねへかのすしゃ「アイ、むかふのとつぱしのうちよ

弥二「アイおせは

トおしへられたる内のかど口から

北八「チト御めんなせへ

トずつとはいりみれば、たゞみの四五でうもしかれよふ内にて、ぶつだん一つと、やぶれつゞらひとつのはんかい、あるじは七十ちかきおやぢ、いろいろのきはにわらをなつてゐる。じざいにてつるしあるなべに、なにかぐつくにへるそばに、六部がひとり、じゅんれいふたり、一人は六十余のおやぢ、一人は十七八のむすめ、おいづるをきたま、あかぎれだらけのあしをのばし、火にあたつて いる。此家のばゞア、松のえだをへしおりいろいろへくべながら「こつちへはいらしやりませ

北八「わしらを今夜とめてくんなせへ

おやぢ「あがらしやりませ。ソレそこに水がある。あしよヲゆすぎなさろ

あしをあらひながらきた八「弥次さん見ねへ。いゝ巡礼がとまつて いる²⁷

道中膝栗毛二編上の凡例には、箱根駅より大井川までの話となつて いる。当時の街道筋にある木賃宿は、大抵宿はずれにあつた。こここの

描写は実情に即している。ト書は、此宿場の外れあたりでまごまごしている様子を示している。弥次郎兵衛は粹な女のいる所に泊まりたいが、木賃宿にはあろう筈がない。喜多八はアホらしくなつて、相手にできない様子で木賃宿を捜している。

ト書にあるように、当時でも木賃宿と一般民家の区別がつきにくいのは、絵画にあるように看板らしきものもなく、勿論、目印もなかつたからである。唯一障子に「木ちん宿」と墨書きされていた位。だからあちらこちらの家を覗きながら、木賃宿かどうか確認している。

喜多八は、木賃宿がわからぬから寿司屋に聞いたところ、寿司屋は向こうの端の家だと教える。木賃宿に入った内の様子は、先ず畳数で四・五畳の広さに仏壇が一つあり、破れた屑籠が一つしかない貧乏な身代であった。

ここのは主人は七十近い老人で、囲炉裏の側で藁を編んでいる。自在鉤に鍋が吊るしてあり、ぐつぐつ煮えている横に六十六部が一人、巡礼が二人いて、一人は六十余の親爺、もう一人は十七八の娘で笈摺りを着たまま婢だらけの足を伸ばして火にあたつている。

この家の婆あが、松の枝を折りながら燃やしている。そして「上がりなさい」と声をかけ、足を濯ぐ桶があつて、そこで洗うようにいう。

わしどもほど、いんぐわなもなアないとおもやア、はなしよ^者ヲするさへむねがつぶれ申ハトなみだながらにはなすうち、はやもふければ、あるじのばゞそれくに、ねござなど

あてがひて

ばゞ「サアみんな、そべらしやいませ。内ががいにせばいから、わしと巡礼の女のしうは、天上へあがつてねますべい

ト九ツばしごを二かいへかけて、じゅんれいのむすめをつれてあがる。六部は笈のうちより紙帳など出し、かぶる。あるじのおやぢもじゅんれいも、うすへらなるふとんのやふなものをひつぱり、いろいろのはたへころげてねる

北八「コリヤ小便がもるよふだ

弥「おいらもいつしょにいかふ

トうらくちへ出

弥二「アノ巡礼め、ぶつちめよふとおもつたら、二かいへ行おつた。いまくしい

北八「さつきからはなしていいる内そつと手をにぎつたり、尻をつめつたりして、ちわをしていたがおめへしるめへ

弥二「うそをつくぜ

北八「うそでない。今夜アノ娘をぶつちめて見せよふ

弥二「はやいおとこだ

トうちへはいり、うらぐちをしめてねる。かゝる木賃どまりのわびしきも、はなしのたねとはいひながら、浚ぐべきむしろ屏風も、破壁をもる風の音、いたくも更行鐘に目覚て、北八あたりを伺ひ見れば、皆旅劳^{たびつか}れのかけ合^{いびき}軒^{ゴウ}／＼スウ／＼ムニヤ／＼

大阪長町の木賃宿

時分はよしときた八、そつとおき上れども、あかりはなくまづくらやみ、そこらあたりを、さぐり廻して、よふくとはしごにとりつき、二かいへあがり見れば、天井はたけすのこにて、そのうへにむしろをしきたれば、あるくと、

ミシリ／＼となるにおどろき、²⁸⁾

木賃宿に入ると畳が敷いてあり、その上に旅人は寝莫薙を敷き寝る。女の巡礼と婆は二階で寝る。主は薄い布団を敷いて、いろいろのそばで寝る。六十六部は紙製の蚊帳を頭から被り、破れた壁から洩れる風の音は、むしろ屏風は何の役にも立たない。勿論、灯りなどはついていない。

④ 街道筋の木賃料

木賃（木錢）料が、地域・時代・主人と召使により差異が生じたり、人馬の値も同じであつて、まさに料金は条件による変化が生まれていた。

木賃と旅籠との関係で木賃宿は旅籠屋の萌芽として機能している。

元和八年四月に「宿賃定之事」²⁹⁾として、左記の内容が出されている。

一人に四文

一馬に八文

但、自分之薪たき候者、貳文、馬に四文、馬屋もなく外二つな

き、自分之薪たき候ハ、馬ニ貳文可出之也、亭主之薪たき候

者、馬を外二つなき候共、四文可出候事、

木賃宿の原初的な形をよく残しており、整理をしてみると、いくつもの段階に分かれている。

宿の薪の場合で馬を馬屋に入れた場合

人は四文、馬は八文

宿の薪を使用した場合で馬屋もなく、馬を外に繋いだ場合は

人は四文、馬は四文

宿泊人の薪をたき、馬屋に入れた場合

人は二文、馬は四文

宿泊人の薪をたき、馬屋もなく、外に繋いだ場合

人は二文、馬は二文

まず、薪は、宿からの提供が宿泊人の持参により二文（ここでは半額）、また、馬を馬屋に入れずに外に繋ぐことにより二文（ここでも半額）の差異が生じることは、この時代を反映した料金設定である。

元和八戌年四月（一六二三）宿賃定之事³⁰⁾

一人に四文

一馬に八文

万治元戌年十一月（一六五八）定（高札の部）³¹⁾

一宿賃之事、薪代共二壹人ニ付て鳥目六文、馬ニも拾文たるへき

事

延寶三卯年正月（一六七五）木賃之事³²⁾

只今迄之木賃之覺

一主人 壱人 拾六文

一馬	壹疋	右同斷	馬壹疋	三拾五文
一召仕之者	壹人	八文	明和七寅年四月（一七七〇）内藤新宿之建之定 ³⁸	泊々にて木賃錢
今度増錢之覺			主人壹人	三拾五文
一主人	壹人	三拾貳文	召仕壹人	拾七文
一馬	壹疋	右	馬壹疋	三拾五文
一召仕之者	壹人	拾六文		
天和二戌年五月（一六八二）定 ³³				
附、泊にて木賃主人壹人ハ拾貳文、召仕候者一人にハ六文可取 之、馬壹疋も可為拾貳文事、				
元禄三午年五月（一六九〇）東海道添高札 ³⁴				
但泊々ニテ木賃、主人壹人貳拾七文、召仕壹人拾三文可取之、馬 壹疋にも貳拾七文可取之者也、馬				
元禄四未年三月（一六九二）箱根宿添高札 ³⁵				
但泊々ニテ木賃、主人壹人貳拾七文、召仕壹人拾三文可取之、馬 壹疋ニも貳拾七文可取之者也、				
寶永四亥年七月（一七〇七）覺 ³⁶				
但泊々にて木賃、主人壹人三拾五文、召仕壹人拾七文可取之、馬 壹疋ニも三拾五文可取之者也、				
享保三戌年十月（一七一八）定 ³⁷				
泊々にて木賃錢				
主人壹人 三拾五文				
召仕壹人 拾七文				

街道筋の木錢料も、時代が新しくなると高い値に改まつてゐるが、ここで重要なのは、主人と召仕の宿泊に関する取扱いである。江戸時代では、召仕は主人の半額であつた。これは主従関係の影響と考えるよりは、一家の主が宿泊して正規の料金を支払い、供の者や妻子は半額であつたのは主人の身内と考えた。

明治になつても、木賃宿の宿泊において夫一人の料金の半額が妻子の料金であつたのは、その名残である。³⁹

高札に現れた数字は、目安と考へたい。主人一人で薪代を含めての宿賃が支配的であつたが、木賃宿の対策は別にあり、原初的な経営であつた木錢の売却と宿賃が同一になつてゐる点が問題であつた。

木賃宿はさまざまなもので（酒・漬物・塩・酢など）、お金を客から取りたかつた。万治元年十一月の定の一項に宿賃の条項があり、その記述は⁴⁰

一人馬之賃宿賃以下、御定之外、増錢を取者には、三十日籠舎たるへし、并其町之年寄、過料として五貫文、其外は家壹軒より

大阪長町の木賃宿

百文充可出之事、

とあつて、定めた以外に金をとれない法律になつてゐるが、現実にさまざまな飲食物を提供し、販売していた。当然ながら、販売代金は宿賃なり木銭代に含められ、跳ね返ることになる。木賃宿から旅籠屋に進行していく形跡として、文化九年「西國順礼道中記」（表8）の木銭代は雑多である。これだけ見ても法的な定が、実際には意味を喪失していることになる。

また、嘉永六年「道中日記覧帳」⁴²には、六月二十四日に中食五十文として、「此處ニテ米一升買、弁当持參之外焼キ、木賃ニテ休ム人数十二人前ニたくなり、」と記されている。この五十文は木銭代である。

天保十二年「伊勢參宮道中日記」⁴³の記録では、上旅籠二百文、中旅籠百七十文、下旅籠百五十文だから木賃と金額はさほど変わらない。

しかし、旅籠でも場所により中喰付き、あるいは上中下の区別があり、単純ではない。木賃宿も、文政十三年の史料⁴⁴において米を販売している。金額から見る限りサービスは変わらないように見えるが、實際は宿の造り、設え、サービスは格段に異なつていた。

木銭代も宿賃の一部として吸収していたから、これだけの金額の偏差が顯れる。

3 都市の木賃宿

① 落語・小説に現れる木賃宿

落語に出てくる熊さん八つあんの世界は、人情として理解できる。

裏長屋に貧しい人も住んだが（貧民が住む場所は特定地域に集中している）、隠居もいれば医師もいるし、職人・商売人もいる。しかし、必ずしも裏長屋の象徴となる木賃宿の世界を現してはいない。井原西鶴『好色一代男』卷二「うら屋も住所」の「うら屋」の頭注には、「裏通りの借屋。貧民が住んだ」とある。「うら屋も住所」の描写を引く。

相立て請酒屋あつて細路次長屋作りの入口をならべ、何れも北あかりのきり窓よりのぞけば、とをしの底入、引白の目きり、其隣ははちひらき、其次は放下師、世わたる品に、煙たえがちなる風情、おもしろさもすこしはやみぬべし。

細路次は、間口半間で裏行一杯まで続いている。路次に沿つようになり、細くて長い長屋があり、總て北に向いて一ヵ所を切り取つた部分を窓とし、小さな明り取り、あるいは排煙機能も併せもつことになる。「篩作りの」職人・「石臼の目を立てる」職人・乞食坊主・放下などが住み、煙も昇らず生活が厳しいことを物語る。住人の内、職人が住んでいるのは生活者として認定できうる。貧しい人、下級芸能者とちょっとした職人といった低所得者の層が感じられる。また長屋作りの明り窓の雰囲気は、〈ゲレ宿〉と近似の部分もある。

作者不詳『商人職人懐日記』卷五、其一に⁴⁵

表
8

正月年月日		木銭	米	宿代
17 日 昼	16 日 泊	12 文	12 文	久保倉太夫殿
16 日 昼	15 日 々	56 文	32 文	辻清右衛門
14 日 々	13 日 々	34 文	12 文	御同所
12 日 々	11 日 々	36 文	13 文	中西勇藏
10 日 泊 り	10 日 泊 り	35 文	35 文	江戸屋善衛門
9 日 昼	9 日 泊 り	12 文	48 文	善兵衛
8 日 々	7 日 泊 り	28 文	40 文	有馬や兵衛門
7 日 昼	6 日 々	11 文	40 文	岡田屋安衛門
6 日 泊 り	5 日 々	85 文	85 文	長井三之允
5 日 泊 り	4 日 泊 り	85 文	80 文	鷗屋平右衛門
4 日 昼	3 日 泊 り	90 文	90 文	高田屋幸衛門
3 日 昼	2 日 泊 り	85 文	82 文	清水屋新介
2 日 泊 り	1 日 泊 り	85 文		和泉や仲助
1 日 泊 り		85 文		平野や惣吉
		132 文		玉屋藤兵衛
大黒屋宗次	藤屋平三郎	よろつや長衛門	酒内屋嘉兵衛	油屋長左衛門
		長町	長町	清淨心院様
				大坂や五左衛門
				河内屋金十郎
				河内屋嘉兵衛

大阪長町の木賃宿 一

鉢坊主放下仕油屋のふせがい、門々めくる行人など、慥そふなる

を家請手形に借主として、四畳半に三人四人相住居……朝出れば
晩の戻りの請あはれぬ衆なれば家賃其日払ひと極め、一人まへに

錢式文宛、路次口に家・主床机して外へ出しなに請取

鉢坊主・放下・行人などは、大道門付け芸をしながら乞食的な様相を持ち合わせ、宿泊先はグレ宿と呼ばれる木賃宿の一番最悪なる宿

で、四畳半に三・四人も詰め込まれた状態である。その日暮しであるから、朝に宿を出れば晩に会えるかはわからない。当然の事で、家賃はその日払いとなる。長屋の出入り口である路次口で朝、こわい家主（番頭）が長屋を出て行く人から錢二文を、受取る姿は（幕末頃は一人錢二十四文（三十二文ぐらい）裏長屋の実相を良く示している。

もう一つ、長屋の存在を表現している言葉に〈裏〉がある。『米朝上方落語選』「住吉駕籠」⁴⁷を左記に引用する。

醉「ほら、前、磯屋裏に住んでた、顔に薄みつちやのある、河内の狭山の治右衛門さんの孫や」

〈裏〉〈浦〉は家屋敷の所有者の名前をとる。それは、自己所有の土地全部に家作を建てるなど普通はできない。その為、裏の空地に家作を建てる。

これが長屋であつたり、小さな一軒家、二戸一、あるいは三戸一の家を建てる。借家に住む住人は、家主の名前の〈裏〉〈浦〉に住む所からこの名前がある。

『米朝上方落語選』「崇徳院」⁴⁸は明治の中頃から末期にかけての

話。

旦「（前略）裏の蔵付きの五軒の借家、すつくりあんたにあげる、別に一時のお札が三百円じや」

右の落語にある〈裏〉は所有者が建てた蔵付きと、別に五軒の借家があることを指す。

『米朝上方落語選』「つぼ算」⁴⁹

喜「ああ、はいったとこから奥まで、ずうつと一間の通り庭になつたある。肥汲み屋が、もうみなタンゴをかけたまま、スーと奥まではいって行ける。そらほん、肥汲みに便利のええ家……」

一間の路次をとるから、広い路次で突き当たりの奥まで行く事ができる。ここも借家が建築されていた痕跡がある。

『近世大坂狂言集』に収められている「信州於六櫛」⁵⁰は弘化三年四月に大阪大西芝居で我童其答が公演を行つてゐるが、初演は以前という。ト書をみると

造り物、一間半の長家部屋の心、荒壁造りにして、兩方落間、鼠壁の堀⁵¹、上手に露地口、この側に傘上げに傘上げてある。舞臺前に捨て井戸、手桶、杓など附けあり。

舞台に造られた「間口一間半の長家部屋」の表記は、長家の状態をよく表現している。同じ長屋でも四畳半が一間、六畳が一間ならどこにでもある。ここも同様で間口一間半、奥行きは二間か一間半、すると三坪の六畳か二・二五坪の四畳半、このような部屋が連綿と続

く、小さく区切られた土間もない三畳から六畳ぐらいのワンルームの広さに対して、部屋という言葉を使用していた。荒壁造りは文字通り粗塗りをしただけの壁、落間は二重舞台の下に柴垣・手水鉢などを置いた所で、家の様子を窺うような感じである。鼠壁の堀は鼠色の壁、芝居においては貧家を示す。上手に長屋の露地口があり、また、舞台前に捨て井戸・手桶・杓が置かれ、捨て井戸はもはや井戸として機能を果たさない。長屋住民が出で塵芥、家庭で排出される不要な生活用品が井戸に投入されていたので、このような名がついた。

(・印は筆者)

このような情景は、「長町太子屋の場」から導きだしたからといって、総て虚構だといえない。むしろこの狂言の場は、長町付近の一部分を象徴しているといつてもよい。

古今亭志ん生が演じる『古典落語』より「黄金餅」の語りを拾うと、

あしたの朝持つてくてえと、その日一ン日商売休みンなつちま

うからね エ、この長屋の者が一ン日仕事休んだら食うことできやしねえよ。(中略)

みんなぞろぞろやつてまいりますが、満足な身装をしてえる

者は一と人もいません。：

「黄金餅」の話は江戸での出来事であるが、長屋住人が一日商売を

休むと、生活が圧迫され、着衣の姿も満足な者も存在せず、生活はかなり厳しかったといえる。そのような意味で、裏長屋の住人の風貌が

よくでている。

この金エふんだくツて、あんな小汚ねえ所を這い出して、何処か表店へ出て、なんか商売でもしてえな。人間らしい日を送りてえなア……わア、さびしいなア。

(・印は筆者)

「黄金餅」にててくる言葉ははつきりと、「あんな小汚ねえ所を這い出して、」「人間らしい日を送りてえなア」といつてることから、ただの裏長屋住まいではなく、かなり生活が苦しく、食物も疎に食べられず、服装自体まともな着衣ではない。家財道具、だつて十数点から数点しかなく、病人が発生したり、親子が来れば貴重な家財道具を入

質して金をつくるから、想像を超えた生活が展開されている。

「お化長屋^{〔4〕}」は、明治末期に大阪の初代桂小南が演じていた。話の内容も大阪の実情に即している。

：長屋へ入つて行くてえと……どこでも、十軒のうちに四軒ぐらい、きっと『貸家』の札が貼つてあります……だから、

(中略)

「(下手を指し) あすこの……路次から入つて三軒目の空家を

……えエ……拝借したいと思いましてな……前の人伺いました

ら、(中略) 「あれは……どのくらいの間取りで……」「えエ、六

畳に三畳ですよ」「はア……」「庭アありますよ」「あゝ、そうで

すか……造作のほうは?……」「造作?……全部ついてンで……え、……綺麗な家ですよ」

空家が四割もあるというのは解せない。文政六年頃なら、一割か二

割の空家があつても四割は空きすぎる。ここは落語の世界である。
路次から入つて三軒目とか、造作がついているというのは、戸・障子・襖などを指している。⁽⁵⁵⁾

桂文樂の『文樂集』の中から、「寝床」⁽⁵⁶⁾を引用する。「寝床」は大阪で作られた嘶で、寛政元年に焼き直され、文化年間に江戸で演じられていた。

皆さんもう帰つてください、帰れ帰れ、あたしどもは木賃宿じゃ
ないんだ、ごろごろごろ寝やがつて、じつに不作法なやつ
だつて……礼儀を……だれだいそこで泣いてるのは、

この木賃宿の風景は乞食宿のような小部屋に区切られた所ではなく、一部屋に人間を沢山入れ込む様子で安藤廣重が描く木賃宿の景観に近い。

② 絵に現れる長屋・木賃宿

ア 『浮世床』に見る長屋像

式亭三馬が書く『浮世床』に収められた挿画は、長屋の入口（つまり木戸）の情景を現している。大きな畚に小松葉を盛り、売る女性。その横に子供が杠を肩に乗せ「あさり」を売る。その左手に麺を売る男がいる。木戸の上、横に看板が取り付けてあり、奉公人の周旋屋、乳母の紹介・縁談の世話までした。

祈祷の看板の横に大峰山の小先達がいれば本道外科の医者もいる。常磐津・尺八指南の芸能もある。

生活に欠くことができない薪料金を定めた張り紙、「ひめ糊有」（ひめ糊は極めて安く茶碗一ぱいで一文二文の世界）、その下の張り紙「此うちにかし店有」の文句は、大家の方で宣伝をしている。⁽⁵⁸⁾

その横に灸所の看板がある。長屋を少しこると路次板があり、文面のとおり「八百万の相借家」とあるように、多くの人、それこそ浪人・まだ独立した家を持てない手工業者や商売人、別に理由ある人も住む。

勿論、川柳人がこれを見逃す筈もなく、
子おろしやけいこ上るり見てハたれ（天四・天2⁽⁵⁹⁾）

墮胎は禁止されており、触書も多くある。人目をはばかる場所に中条流の張り紙があるのだが、長屋には大抵一つか二つ共同便所がある。そこに貼れば、多くの人に見られる事になる。この川柳には、中条流の子おろしの札、何かの稽古札、淨瑠璃指南の札を見ながら用を足している情景が表現されている。長屋における共同便所の風景を垣間見ることができる。

裏店へあたまの青ひいしやが来て（宝十二・智3⁽⁶¹⁾）

右の川柳の意は、裏店の貧乏長屋の住人がかかるのは、剃髪したての俄医者で、頭が青く光っている。

イ 明治の貧民窟

『最暗黒の東京』に収められた絵は、「東京風俗志」に元々掲載されたものだろう。

大阪長町の木賃宿

左側にある家は男が食事をしている最中なのか、壁に継ぎ紙をあてている。たたきには草鞋が置かれ、土壁は鱗割れ、穴があいている。軒板は不揃いでバラバラしており、浮いている板もある。掛布団か布かわからぬが継ぎはぎだらけ、他の家の干し物を見ても同じ感じである。狭い路地に多くの人が溢れている感じで、井戸の周囲にいる女性の表情は明るい。

同じ本に所収されている「貧家の家什」⁶³には、团扇と桶類が二つ、茶碗類が二つ、木の片に縄を穿ちて履く下駄が貧民の財産の一部分である。

一

(3) 賭博と木賃に宿泊する（長屋に住む）人々

『大阪市史』⁶⁴の索引から博奕に関係する事項を抜き書きすると、近

世初期から幕末に至つても博奕の令は止まらなかつた。

萬治元年正月

博奕諸勝負停止之事

寛文三年十二月

博奕諸勝負停止之事

寛文八年正月

博奕諸勝負停止之事

寛文九年八月

博奕諸勝負停止之事

寛文九年九月

博奕諸勝負停止之事

寛文十年正月

博奕諸勝負停止之事

元禄十五年十二月

博奕諸勝負停止之事

正徳元年六月

博奕品を替致間敷之事

- 享保十五年正月
- 一 博奕之義、町中彌以急度相守候様申付、左様之者於有之ハ曲事
 - 二 申付、家持家守ハ勿論、町々年寄・丁代・且又其兩隣之者迄、様子ニより急度可申付事、
 - 三 享保十五年の幕令も、博奕の禁止並びに博奕が行われてることに気付けば、家持ち・家守・年寄・丁代、あるいは場合により両隣にまで、申付けることを指示している。
 - 四 享保十五年触一四二〇、十二月に博奕・三笠附・富・隱遊女宿過料之事⁶⁵

(前略) 近来一統に相ゆるみ、博奕賭之諸勝負等之儀、色々目を付候而、

武士屋鋪寺社又ハ茶屋并辻等ニにおいて、(後略)

寛政に入る直前頃から博奕・賭け事の取締りが緩み、いたる所で目につくようになった。これは、特に武家屋敷・寺社・茶屋・町の辻などで、賭け事や博奕が行われていることを伝える史料である。

寛政元年六月、達九四九⁶⁷

(前略) 右御觸出之趣、町々木戸并會所表ニ、板札ニ相認掛置可申候、(後略)

右のお触を町中長屋にまで徹底する為に、町の木戸と會所表に板札で書き、掛けて置くことを申し付ける達になつてゐる。

寛政四年閏二月、達一〇〇七⁶⁸

町々木戸其外板ニ書付有之、博奕賭之諸勝負之書付、初之書出し假名ニ認直し可申事

ここでは、博奕と賭けの諸勝負に關係する書付の書出しは假名で書けと、伝えている。子供に対しても、また、漢字が読めない大人にまで、幕令を浸透させようとする意図が窺える。

寛政四年閏二月、参考九五、男女衣類・髪之飴・履物等ニ付、町内申合之事⁶⁹

町内申合之事

一博奕者勿論ろくどあな一、他所ニ而萬一有之候共、必立會申間敷候事、

(・印は筆者)

京都の小児は「むさし」といい、大阪では「ろくど」という。遊び方は、地上に大路小路の形を書いて、錢を投げ競う、町内にて博奕以外にも、元々子供の遊びであつても論することにしている。

寛政八年十二月、達一一〇一、博奕諸勝負子供之戯遊事寶引之類迄、勝負ごと者致させましく⁷⁰事

一博奕諸勝負之儀ニ付、別而八年以前酉年六月從江戸表被仰下、

其節觸書を以嚴重ニ申渡置、猶又初春之戯ニかこつけ、よみかるた寶引之たくひ、聊之勝負たりとも堅致間敷与之義、翌戌年正月口達ヲ以相達置候儀ニ付、一統相守罷在候儀ニ候得共、彌

心得違無之様可致候、幼年之子供小石つぶ杯ニ而勝負遊事たりとも、風儀不宜候。後二者若年者も立加り、錢懸ケ勝負もいたし候様成行、ゆるミやすきものニ候間、若年幼年之差別、右牙⁷¹けと、伝えている。子供に対しても、また、漢字が読めない大人にまで、幕令を浸透させようとする意図が窺える。

為申聞可置候、(後略)

右の内容は、寛政八年以前にも嚴重に申渡したにもかかわらず、よみかるた宝引きの類を禁じる。また、幼年子供が小石つぶなどを賭けの対象とする遊びもよくない。これは後になつて若年者も参加し、錢を賭けの対象にする。もし、若年幼年者が錢を賭けていれば召捕るこ

大阪長町の木賃宿 一

となるから幼年者にはよく説明しておきなさい、と言つ。

寛政六年十二月十五日、寛政七年十二月十五日、寛政八年十二月十五日、寛政九年十二月十五日、右のいずれも内容は同じで補達としてろくど・穴いち・道中双六・辻宝引之類禁可申事。

ろくど・穴いち・道中双六・辻宝引は子供の遊びだが、この期間に子供に対しても取締りを強化した。

享和元年十月、触三九四四、博奕賭之勝負近來相ゆるミ候様相聞候二付、武家屋敷・寺社・在町等、右躰不届之儀仕間敷、嚴重二相改可申事⁽⁷¹⁾

右之趣天明八申年相触候所、近頃尚又武家屋敷内或ハ寺社在町ニ而、右体不届之儀有之趣相聞候、既ニ追々召捕候もの有之、畢竟等閑成儀如何之事ニ候、已來武士屋敷内末々長屋等ニ至迄嚴重二申付、無油斷相改可申候、尤寺社在町等も一統同様相心得、入念可申候、

右之通御料・私領・寺社領・町方迄、不洩可被相觸候、

右の触れは取締りの範囲を広げ、御料・私領・寺社領・町方・武家屋敷内より長屋まで、厳重に相改める触れであつた。
文化五年十月、達一二九五、博奕賭之諸勝負之事⁽⁷²⁾

一博奕賭之勝負ハ前ニク御法度之旨被仰渡有之、丁人・借家人・

召仕等ニ至迄、堅相守候之様申聞、町々ニおいて精々心ヲ付候儀ハ勿論ニ候處、近頃何与なく相弛ミ致亡却候歟、

博奕取締りの対象は人に移り、町人・借家人・召仕にまで及んだ。博奕をする一般人まで拡げた。「年寄役心得有増」は、町年寄の心得帳にあたる。旧南区畠屋町正木善次郎が所有していた御觸口達を抜書きした。年代は不明であるが、ここに禁止事項として博奕賭勝負がある。

一賭・勝負・くわへきせる花火せんこう張紙心添、博奕賭・勝・遊・山・船狼藉橋の上立留間敷板書付
(・印は筆者)

寛政元年に町々の木戸及び会所表に板に博奕の禁止を認め、掛け置く旨の達しが出された。この板書も「板書付」とあるから、寛政元年以降だと考えられる。

天保四年南組南米屋町の「町内申合式目帳」には少し詳しく紹介している。

一博奕賭之諸勝負、ろくど・穴うち・辻寶引・碁・将棋等ニ而も、賭物勝負一切不相成候間、銘々者勿論、小兒たり共相慎候様、心を付可被申候事

町内の博奕に關しては、どこの町内でも行われている。子供の遊び(正月において)も含め、賭けの対象と考えられ、子供も大人も子供の遊びを禁止する方向へと移行した。

「驕奢と射幸心とは相引援す」と『大阪市史』第一第四編徳川時代に記述しているが、一向に賭博が中止する事はなかつた。

寛政に入り町人を集め、「博奕賭勝負の禁令」を板に写させ⁷⁵、町木戸及び会所の前に掛け置きました。しかも、寛政元年には家主の居宅にも張付けることになった。

子供が遊ぶ、ろくど・穴一・双六・辻宝引なども、勝負事に紛らわしくなれば指し止めにせよという。新年の遊戯に子供が勝負事を行うのは、貝原益軒のいう悪癖を養うことになる。たとえ金銭菓子類を賭けなくても、石粒を賭けて勝敗を争うのも断じている。

慶安元年、町中御法度之事にも厳しい内容がかかれ、もし触れを犯すなら次の引用文のようになる。

(前略) 其衆中并宿主家屋敷闕所たるへし、親懸之者ハ親之家を令闕所、親子共々大坂を追拂へし、但親を申出者、親之家屋鋪不可及闕所、然上ハ子可為籠舍事⁷⁶、

付、宿之兩隣五人組可為籠舍之間、見聞次第可申出事、

近世初期の触れではあるが、賭博に対する厳しい姿勢を窺うことができる。むしろ近世初期から中期、幕末にかけて、取締り处罚がゆるんでいた事は指摘できる。

貧民の賭博に対する心構えを明治期の史料から見ると。

「大阪の貧民窟」下で向井藻浦は貧民の賭博觀について語つている。一日に三十銭から五十銭の収入が普通で、一家の生計の家賃が十銭、炭・食料などに要する費用が二十五銭あれば十分としている。残

余金は徒らに口腹の慾をみたすために費消するか、さもなくば、其金を懷中に入れて、直ぐに賭博に出掛けるのである。これは彼等の社会では一種の営業の如くなつて居るので（後略）

向井のルポに対して鈴木梅四郎は同様の指摘をなし、〈彼等の賭博を嗜むは、賭博夫れ自身を嗜むにあらずして、其結果なる飲食を嗜むと謂ふ方〉私は向井・鈴木の考え方同意する、それは貧民だからといつても娯楽に興じることもあれば、疲れを癒す為に娯楽を楽しむ場合もある。

「貧民の正月」は東京の貧民窟を記事にしている。その一部を紹介する。

(前略) 貧民窟一名賭博の部落ということは読者も先刻御承知であろう。質屋の繁昌するのは賭博のため（中略）実は貧民窟では賭博の昌人なるがためで（後略）

『最暗黒の東京』から引用する

観世物師の木戸番もここより出で賭博所の張番も出づかかる人々においては元より遊楽の余裕なく、（後略）

貧しさも程度の問題で、三度の食事を満足に摂取できず、絶えず空腹と向き合い、頭の中は食べ物で渦巻いている状態である。だから娯楽に興じることができず、賭博が行える者は極貧状態であつても、とても好きだから行える。空腹は第一次的条件だが、人は追い詰められても余計なことを考えるものである。追い込まれた生活者は嗜好より、食事を摂取すると云う。向井・鈴木と違つて、横山源之助は食事

大阪長町の木賃宿 一

の優先を語る。

明和八年正月刊の『なむでも十九論⁸⁰』にはこの当時、景気がよかつた話として次のことが語られている。

しかば今のはかい、錢もたくさんによくまわるとこそおもへ、前々ハ子共小娘ハ正月にむくろじ粒で穴一する。

ちかきころは七ツ八ツの子共迄廿文卅文の取遣。ひな介十藏あいてあるに、うしろひもの子も、二百三百文ほど

づゝの出入勝負。

穴一⁸¹とは、穴打ちの転訛で、掘られた穴に錢を放り込むところから、そう呼ばれるようになった。遊戯方法は、地面に適当な大きさの穴を掘り、一メートル半ほどのところに一線を引き、そこから錢を穴めがけて投げこむ。入れば勝ちで、入らなかつた者たちの錢をもらえる。穴一には、よせ、けし、かんきり、筋打ち、六度などの変形ゲームがあり、正月の遊びだった。よせは、棒を地上に立てて、離れたところから錢を投げ、棒に最も接近して投げた者が他の錢をもらう。けしは、地上に渦巻き形の模様を描いて、そこに錢を投げ、中心に最も近い者が勝ちとなる。

この当時は丸い木患子の実を錢の代用としたが、その後、ビー玉へ発展していく。

付記

平成十五年に「大阪長町の木賃宿」を出版する話をしていたが、突

注

- (1) 天保八年『仁風便覽』大阪商業大学商業史博物館蔵
- (2) 嘉永四年三月『質仲間記録四』大阪府立中之島図書館
- (3) [明治三年頃]『質仲間記録一』大阪府立中之島図書館
- (4) 安政三年「長町八丁目絵図」大阪商業大学商業史博物館蔵
- (5) 安政三年「長町六丁目絵図」「長町七丁目絵図」「長町八丁目絵図」
〔長町九丁目絵図〕大阪商業大学商業史博物館蔵
- (6) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、昭和六十三年
- (7) 宮本又次『大阪』至文堂、昭和四十一年
- (8) 延宝七年『難波すゝめ』大阪商業大学商業史博物館蔵
- (9) 濱松歌國『攝陽奇觀卷之十七』(船越政一郎編)『浪速叢書』第二、浪速叢書刊行会、昭和二年
- (10) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第一、清文堂出版、昭和五十三年
- (11) 注(10)に同じ。
- (12) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第二、清文堂出版、昭和五十三年
- (13) 多治比郁夫・日野龍夫『校本難波丸綱目』中尾松泉堂、昭和五十二年

然出版社から連絡が入り、出版を断念しなければならないことになつた。出版までの経緯は省略するが、十六年前の原稿だが木賃宿に関係する記述は今でも有効だと信じている。表現の一部は加筆し書き改め、博物館紀要に掲載していただくことになった。

- (14) 注(12)に同じ。
- (15) 川端直正編『浪速区史』浪速区創設三十周年記念事業委員会、昭和三十二年
- (16) 芳賀登『宿場町』柳原書店、昭和五十二年
- (17) 白石古編『広東海道五十三次』小学館、平成元年
- (18) 注(17)に同じ。
- (19) 注(17)に同じ。
- (20) 田中丘隅右衛門「民間省要」(滝本誠一編『日本經濟大典』第五卷、明治文献、昭和四十一年)
- (21) 後藤茂樹『木曾街道六拾九次』集英社、昭和五十一年
- (22) 明治四十年一月「旅籠料金表・湯本旅舍取締り」(『福地書店目録』平成四年七月号)
- (23) 前田勇編『江戸語の辞典』講談社、昭和五十四年
- (24) 大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編『岩波古語辞典補訂版』岩波書店、平成二年
- (25) 注(20)に同じ。
- (26) 麻生磯次校訂『東海道中膝栗毛』岩波書店、昭和三十三年
- (27) 注(26)に同じ。
- (28) 注(26)に同じ。
- (29) 石井良助編『徳川禁令考』前集第六、創文社、昭和三十四年
- (30) 注(29)に同じ。
- (31) 高柳眞三・石井良助編『御觸書寛保集成』岩波書店、昭和五十一年
- (32) 注(29)に同じ。
- (33) 注(29)に同じ。
- (34) 注(31)に同じ。
- (35) 注(31)に同じ。
- (36) 注(31)に同じ。
- (37) 注(31)に同じ。
- (38) 高柳眞三・石井良助編『御觸書天明集成』岩波書店、平成元年
- (39) 原田敬一「都市貧民論」(『部落問題研究』87、部落問題研究所、昭和六十一年)
- (40) 注(29)に同じ。
- (41) 文化九年「西国順礼道中記」(太子町史料別冊「9」、太子町史編さん委員会、昭和六十一年)
- (42) 海上町史編集委員会『海上町史研究』29
- (43) 注(42)に同じ。
- (44) 注(42)に同じ。耶麻郡大谷組利田村吉兵衛、文政十三年寅正月九日出起
- (45) 麻生磯次・板坂元・堤精二『西鶴集』上、岩波書店、昭和四十年
- (46) 『商人職人懐日記』(『江戸時代文芸資料』第二、国書刊行会、大正五年)
- (47) 桂米朝『米朝上方落語選』立風書房、昭和四十五年
- (48) 注(47)に同じ。
- (49) 注(47)に同じ。
- (50) 渥美清太郎編『近世大阪狂言集』春陽堂、昭和八年
- (51) (渥美清太郎編『近世大阪狂言集』春陽堂、昭和八年) 大阪商業大学商業史博物館蔵
- 信州於六櫛の解題によると、この狂言はいつ出来たものかわからぬ。弘化三年の四月に大坂大西芝居で、我童其答でやつてゐるが、恐らくその前に初演があらう。と云つても大芝居の目録にはないから恐らく濱芝居であらうか。□まれ天保頃と想像するが、濱芝居とすると頗るの傑作である。
- (52) 前田勇編『江戸語の辞典』講談社、昭和五十四年(鼠色の壁、芝居では貧家なるが常)
- (53) 飯島友治編『古典落語志ん生集』筑摩書房、平成十年
- (54) 注(53)を参照。「お化長屋」
- (55) 文政十三年三月「借家證文帳」大阪商業大学商業史博物館蔵

大阪長町の木賃宿 一

- (56) 飯島友治編『古典落語文楽集』筑摩書房、平成十年
- (57) 中野三敏・神保五彌・前田愛校注『洒落本・滑稽本・人情本』小学館、平成五年
- (58) 注(53)に同じ。
- (59) 小野眞孝『江戸の町医者』新潮社、平成九年
- (60) 注(59)に同じ。
- (61) 注(53)に同じ。大正頃までは、大通り・横丁の貸家には店の戸袋か戸に貸店とか造作付貸家と大きく墨書きした半紙が斜めに貼つてあり、この嘶のように裏店の場合は、路地の入口の木戸脇などに出ていた。なお、明治の初期までは、仕舞屋でも貸店・かし店であり、貸家とは書かなかつた。
- (62) 松原岩五郎・神郡周校注『最暗黒の東京』現代思潮社、昭和五十五年
- (63) 注(62)に同じ。
- (64) 大阪市役所蔵版『大阪市史』索引、清文堂出版、昭和五十四年
- (65) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第三、清文堂出版、昭和五十四年
- (66) 大阪市役所蔵版『大阪市史』第四上、清文堂出版、昭和五十四年
- (67) 注(66)に同じ。
- (68) 注(66)に同じ。
- (69) 注(66)に同じ。
- (70) 注(66)に同じ。
- (71) 注(66)に同じ。
- (72) 注(66)に同じ。
- (73) 注(66)に同じ。
- (74) 注(73)に同じ。
- (75) 注(73)に同じ。
- (76) 注(65)に同じ。
- (77) 向井藻浦『大阪の貧民窟』下(『小天地』第二卷第六号、金尾文淵堂書店、明治三十五年)
- (78) 注(62)に同じ。
- (79) 注(62)に同じ。
- (80) 浦野延策・千葉真也校訂(なむでも十九論)(『浪華粹人伝』上方藝文叢刊刊行会、昭和五十八年)
- (81) 樋口清之『遊びと日本人』講談社、昭和五十五年